

○一般財団法人高知縣市町村職員互助会保健事業実施規程

(平成 25 年 3 月 7 日高互規程第 8 号)

改正 令和 5 年 6 月 23 日高互規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人高知縣市町村職員互助会運営規則（以下「運営規則」という。）第 13 条の規定に基づき、運営規則第 2 条第 3 号に規定する事業のうち、会員の保健又は保養のための事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 会員の保健又は保養のための事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 短期人間ドック等利用助成
- (2) 宿泊保養施設利用助成
- (3) その他保健事業として、健康増進に関する事業

2 前項に定める事業の財源は、構成団体の負担金から充てるものとする。

(短期人間ドック等利用助成)

第 3 条 会員又は被扶養者が当会の指定する実施機関で短期人間ドックを利用するときに助成する。

- (1) 助成を希望する者は、事前に申込書を提出し、受診券の交付を受け、指定された日時に受診するものとする。
- (2) 助成額については、毎事業年度の事業計画及び予算により定める。

2 会員が脳ドックを受検したときに助成する。ただし、保険適用となる診療の場合は助成の対象としない。

- (1) 脳ドックの助成を請求するときは、請求書に受検機関発行の脳ドックに係る負担額が記載された領収書を添付しなければならない。
- (2) 助成額については、負担した金額の 2 分の 1 の費用を助成する。ただし、その額が 10,000 円を超える場合は 10,000 円とし、その額が 10,000 円未満の場合は、100 円未満を切り捨てた額とする。

3 助成については、年度 1 回とする。

(宿泊保養施設利用助成)

第 4 条 会員又は被扶養者が当会の指定する宿泊保養施設を利用したときに助成する。

- (1) 宿泊保養施設利用助成を請求するときは、「保養施設利用助成請求書」に当該宿泊保養施設発行の領収書（コピー不可）を添付しなければならない。ただし、宿泊保養施設より領収書が発行されない場合のみ、旅行会社等の領収書（原本）を添付して請求することができることとする。
- (2) 助成額については、1 人当たり 1 泊 2,000 円の範囲内とし、1 回の請求につき連続 7 泊を限度とする。

(その他の事項)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、定款附則第1項に定める設立の登記の日から施行する。

附 則(令和5年6月23日高互規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。